

土壌汚染対策法・

広島県生活環境の保全等に関する条例（土壌環境の保全）

に基づく

土地の形質の変更（改変）時の届出等の手引き

令和8年4月

広島県環境県民局環境保全課

この手引きは、広島県の所管区域（広島市、呉市、福山市を除く市町）における届出等について記載したものです。

広島市域、呉市域、福山市域における当該届出については、各市の担当課へお問い合わせください。（20 ページ参照）

《概要》

土壤汚染対策法・広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく 土地の形質の変更（改変）時の届出等の手続き

1 法に基づく土地の形質の変更の届出に係る規模（面積）要件

- (1) 有害物質使用特定施設の設置履歴（平成15年2月15日以降に限る。以下同じ。）がある土地における形質の変更を行おうとする場合の届出の規模要件は900㎡以上です。
- (2) 有害物質使用特定施設の設置履歴がない土地における形質の変更を行おうとする場合の届出の規模要件は3,000㎡以上です。

2 条例に基づく土地履歴調査結果報告等に係る土地改変規模（面積）要件

法の届出等の対象とならない「開発行為の許可又は宅地造成等の許可に係る1,000㎡以上の土地の改変」です。条例では、盛土のみであっても要件に該当すれば報告等が必要です。

手続き（土壤汚染対策法の指定区域を除く）

* 2ページの「判定フローチャート」も活用してください。

土地の形質の変更の規模		900㎡	3,000㎡
【法】 土地の区分	①有害物質使用特定施設の「使用廃止」に係る 土壤汚染状況調査が一時的に免除されている 土地（ただし書確認を受けている土地） ^注	900㎡以上	法第3条第7項の届出
	②有害物質使用特定施設を「設置」している 工場・事業場の土地	900㎡以上	
	③有害物質使用特定施設の「使用廃止」に係る 土壤汚染状況調査義務のある土地（①を除く）		
	④上記①～③以外の土地		3,000㎡以上 法第4条第1項の届出
土地の改変の規模		1,000㎡	
【条例】	法の届出対象とならない次の行為 都市計画法第29条（開発行為）の許可又は宅 地造成及び特定盛土等規制法第12条（宅地造 成又は特定盛土等）の許可に係る1,000㎡以 上の土地の改変	1,000㎡以上	条例第40条の報告等

注：土地の利用法を変更する場合（土地を切売りするとき、一般の人が立入可能になるときなど）は規模に関わらず、土地の利用方法変更届出が必要です。

《もくじ》

項目	該当ページ
第1 はじめに	4
第2 法と条例の適用関係	4
第3 手続き	7
1 「ただし書確認」を受けている土地の形質の変更に係る届出（法第3条第7項）	7
2 一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出（法第4条第1項）	9
3 土地改変時の報告（条例第40条）	11
第4 提出等の窓口	20

§ 土地の形質の変更とは？

土地の形状を変更する行為全般を言います。

掘削や盛土の他に、掘削した土壌を敷地内に一時的に仮置きする行為、舗装や砂利を地面に盛る行為（道路などの舗装工事における路床（路床（原地盤）及び構築路床の総称。）の上に路盤材を敷く行為を含む。）も該当します。

ただし、道路などの舗装の表面から路床に接しない深さまでを掘削し、路床の形質が変更されない場合（当該掘削後に再度舗装する場合を含む。）や浚渫行為は該当しません。

§ 指定区域とは？

要措置区域：土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域です。

形質変更時要届出区域：土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生じるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）です。

§ 有害物質使用特定施設とは？

水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設であって、特定有害物質（19ページ：参考6参照）をその施設で製造し、使用し、又は処理するものです。

水質汚濁防止法の届出に係る施設のほか、瀬戸内海環境保全特別措置法及び下水道法の手続きに係る施設が含まれます。

§ 有害物質使用特定施設の使用廃止時とは？

有害物質使用特定施設の使用廃止又は特定有害物質の使用を廃止（取止め）したときです。

§ 土壌汚染状況調査とは？

有害物質使用特定施設の使用廃止された工場又は事業場の土地、土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地などにおいて、土壌汚染に係る土地を的確に把握するために行う調査です。

調査は環境大臣又は都道府県知事が指定する調査会社である指定調査機関によって行われる必要があります。

調査の手順は、情報の入手・把握、試料（土壌）採取等対象物質の種類の特異性、汚染のおそれの分類、試料採取を行う区画の選定、土壌ガス調査・土壌溶出量・含有量の測定が行われ、それらの結果が報告書として取りまとめられます。

§ 土壌汚染状況調査の一時的免除（ただし書確認）とは？

有害物質使用特定施設の使用廃止時の土壌汚染状況調査は、土地の利用方法（一般の人がその土地に立入できないなど）からみて、健康被害が生じるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けた場合には、調査が一時的に免除されます。

§ 土壌関係特定事業場（条例）とは？

汚水等関係特定事業場（土壌関係特定有害物質（19ページ：参考6参照）を取り扱ったことがあるものに限る。）、ガソリンスタンド、射撃場の3つが定められています。

汚水等関係特定事業場とは、条例において、汚水等関係特定施設を設置する工場・事業場と定められており、水質汚濁防止法の特定事業場もこれに該当します。なお、汚水等関係特定施設は次のとおりです。

1. パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設
2. 養豚業の用に供する施設（生後6月以上の豚50頭以上を飼養又は収容できるものに限る。）であって、次に掲げるもの
イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ ふん尿の廃棄施設
3. 理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校及び中学校並びに薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第7項に規定する薬局又は同法第24条第1項の医薬品販売業（一般販売業に限る。）の店舗に設置されるものを除く。）
4. 流水式塗装施設
5. 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第一に掲げる施設

第1 はじめに

広島県内において一定規模以上の土地の形質の変更（改変）をしようとする場合は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）又は広島県生活環境の保全等に関する条例（平成15年条例第35号。以下「条例」という。）が適用されます。

この手引きは、平成31年4月1日に全面的に施行された「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」（平成29年法律第33号）を踏まえて作成したものです。

（1）法の趣旨

法は、土壌の汚染状況を把握して、人への健康被害を防止するための対策を定めること等により土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的としており、土壌汚染状況調査や土壌汚染のある土地の適切な管理について定めています。

（2）条例の趣旨

一定規模以上の土地を改変しようとする者に対し、土地改変時における土地履歴調査の実施など、一連の措置を義務づけることにより、土壌の汚染の有無を明らかにするとともに、汚染の拡大防止を図ります。

第2 法と条例の適用関係

1 法の指定区域

ア 要措置区域の指定を受けている土地	形質変更は原則禁止です。 指示措置を実施することとなります。
イ 形質変更時要届出区域の指定を受けている土地	法第12条の届出が必要です。 施行方法に関する基準の遵守が必要です。

詳しくは届出等の窓口に御相談ください。（20ページ：第4の届出等の窓口参照）

2 法の指定区域以外の土地の形質の変更（改変）

（1）法に基づく土地の形質の変更の届出に係る規模（面積）要件

ア 有害物質使用特定施設の設置履歴（平成15年2月15日以降に限る。以下同じ。）がある土地における形質の変更を行おうとする場合の届出の規模要件は900㎡以上です。

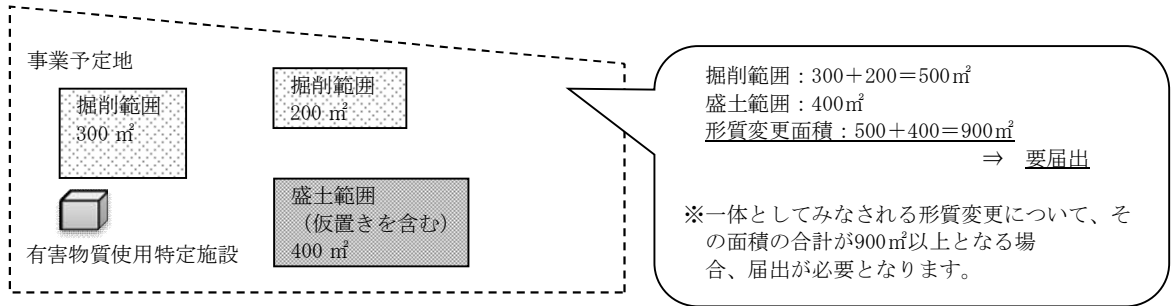
イ 有害物質使用特定施設の設置履歴がない土地における形質の変更を行おうとする場合の届出の規模要件は3,000㎡以上です。

* 2ページの「参考1 判定フローチャート」も活用してください。

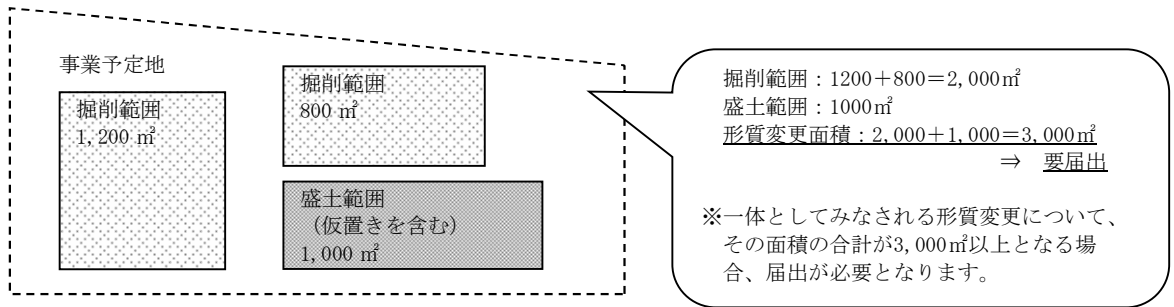
土地の形質の変更の規模		900㎡	3,000㎡
【法】 土地の 区分	①有害物質使用特定施設の使用廃止に係る 土壌汚染状況調査が一時的に免除されている 土地（ただし書確認を受けている土地） ^注	900㎡以上	法第3条第7項の届出
	②有害物質使用特定施設を設置している 工場・事業場の土地	900㎡以上	法第4条第1項の届出
	③有害物質使用特定施設の使用廃止に係る 土壌汚染状況調査義務のある土地（①を除く）		3,000㎡以上
	④上記①～③以外の土地		3,000㎡以上 法第4条第1項の届出

注：土地の利用法を変更する場合（土地を切売りするとき、一般の人が立入可能になるときなど）は規模に関わらず、土地の利用方法変更届出が必要です。

(例1) 有害物質使用特定施設の設置履歴がある土地 (届出の規模要件: 900㎡以上)



(例2) 有害物質使用特定施設の設置履歴がない土地 (届出の規模要件: 3,000㎡以上)



参考3 土地の区分をまたがる形質の変更の手続き (法)

Q: 形質を変更する土地が、法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地と受けていない土地で合わせて900㎡以上となる時、法第3条第7項の届出は必要か。

A: 法第3条第1項ただし書の確認を受けた土地において、形質を変更する範囲が900㎡未満であれば、法第3条第7項の届出は不要です。

Q: 900㎡以上3,000㎡未満の土地の形質の変更をする範囲の一部に、900㎡未満の有害物質使用特定施設が設置されている又は廃止された工場若しくは事業場の敷地を含む場合、法第4条第1項の届出の対象になるのか。

A: 法第4条第1項の届出の対象になりません。

Q: 法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地900㎡以上とそれ以外の土地と合わせて3,000㎡の土地の形質の変更を行う際に法第3条第7項に基づきあらかじめ届出をする必要があるが、残りの3,000㎡未満については、法第4条第1項に基づく届出を提出する必要はないか。

A: 法第3条第7項の届出と法第4条第1項の届出の両方の対象になります。

Q: 法第3条第1項のただし書の確認を受けている土地や有害物質使用特定施設を設置している工場若しくは事業場内の要措置区域等に指定されている土地で900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合、法第3条第7項の届出又は法第4条第1項の届出は必要か。

A: 要措置区域については、原則として、土地の形質の変更をしてはならず、法第10条の規定により、法第3条第7項及び第4条第1項の規定は、法第7条第1項の規定により都道府県知事から指示を受けた者が汚染除去等計画に基づく実施措置として行う行為については、適用しません。また、形質変更時要届出区域については、法第13条の規定により、法第3条第7項及び第4条第1項の規定は、形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更については、適用しません。なお、法第3条第7項及び第4条第1項に基づく届出は不要ですが、要措置区域等内における土地の形質の変更に係る手続きは必要となります。

Q: 3,000㎡以上の土地の形質の変更をする範囲の一部に、900㎡未満の有害物質使用特定施設が設置されている又は廃止された工場若しくは事業場の敷地を含む場合、法第4条第1項の届出の対象になるのか。

A: 法第4条第1項の届出の対象になります。

(2) 条例に基づく土地履歴調査結果報告等に係る土地改変規模（面積）要件

法の届出等の対象とならない「1,000 m²以上の土地の改変をしようとする土地」で次のものが対象です。条例では、盛土のみであっても要件に該当すれば報告等が必要です。

* 2ページの「参考1 判定フローチャート」も活用してください。

土地の改変の規模 →		1,000 m ²
行為の区分	①都市計画法第29条第1項又は第2項の規定により許可を受けなければならない行為（開発行為）	1,000 m ² 以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; background-color: #d9ead3;"> 条例第40条の報告等 </div>
	②宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定により許可を受けなければならない行為（宅地造成又は特定盛土等）	

(例1) 都市計画法により許可を受けなければならない行為
面積は、開発行為の許可を受ける土地の範囲と一致します。
(工事を行わない部分も面積に含まれます。)

(例2) 宅地造成及び特定盛土等規制法により許可を受けなければならない行為
面積は、「切土又は盛土をする面積」により判断します。

参考4 都市計画法第29条の規模要件と条例第40条の規模要件との関係

法律	区分	法の許可を要する規模	条例規定対象
都市計画法	市街化区域	開発行為 1,000m ² 以上	開発行為 1,000 m ² 以上
	市街化調整区域	開発行為全て	
	非線引都市計画区域	開発行為 3,000m ² 以上	開発行為 3,000 m ² 以上
	準都市計画区域		
	都市計画区域外、準都市計画区域外	開発行為 10,000m ² 以上	開発行為 10,000 m ² 以上

宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）と条例第40条の規模要件との関係

法律	区分	法の許可又は届出を要する行為	条例規定対象
盛土規制法	宅地造成等工事規制区域	宅地造成、特定盛土等	許可が必要な宅地造成又は特定盛土等のうち、1,000 m ² 以上
		土石の堆積	対象外
	特定盛土等規制区域	特定盛土等、土石の堆積	対象外

第3 手続き

1 「ただし書確認」を受けている土地の形質の変更に係る届出（法第3条第7項）

(1) 届出の対象

届出の対象となるのは、有害物質使用特定施設の使用廃止に係る土壤汚染状況調査が一時的に免除されている、「ただし書確認」を受けている土地における土地の形質の変更の合計面積が900㎡以上となる行為です。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。（法施行規則第21条の4）

- ① 盛土しか行わない場合
(注) 一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。
- ② 形質変更の深さが最大50cm未満であって、当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外への土壤の搬出を行わず、土壤の飛散又は流出を伴わない行為
- ③ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

(2) 届出義務者

届出者は、「土地所有者等」です。「土地所有者等」とは、土地の所有者、管理者及び占有者のうち、土地の掘削等を行うために必要な権限を有し土壤汚染状況調査の実施主体として最も適切な一者に特定されるものであり、通常は、土地の所有者が該当します。なお、土地が共有物である場合は、共有者のすべてが該当します。

(3) 届出の期限

届出書の提出は、土地の形質の変更に着手する前までに行うことが必要です。

ただし、届出を行うと形質の変更に係る掘削部分に対して知事が調査・報告を命じ、土壤汚染状況調査を実施する必要がありますので、余裕を持って手続きしてください。

(4) 届出に必要となる書類

別表1（8ページ）のとおり。

(5) 提出部数

提出部数は1部です。

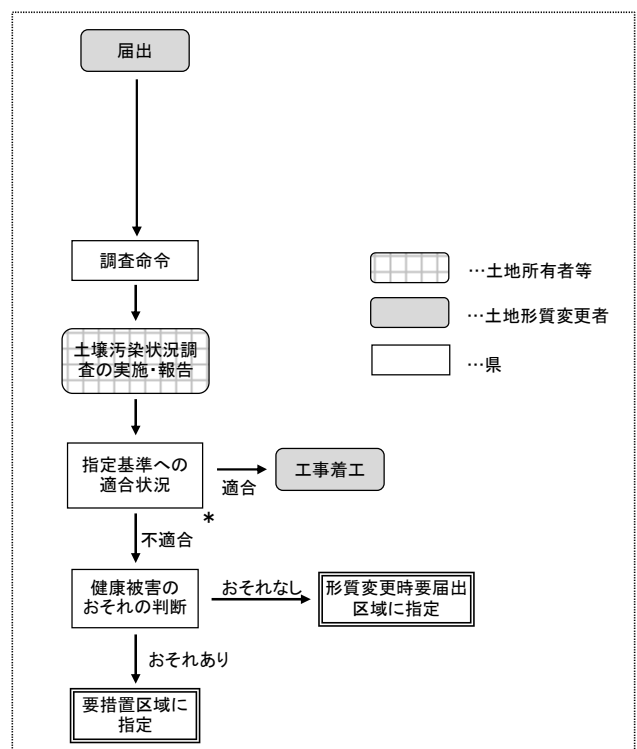
- ・ 副本の返却を希望する場合は、正副2部提出してください。
- ・ 副本は届出内容の審査後に、受理済印を押印して届出窓口にて届出者に返却します。
- ・ 副本の返却を郵送で希望する場合は、返信用封筒及び郵送料分の郵便切手を添付してください。なお、届出書の提出時は届出窓口にお越しください。

(6) 届出先

第4の届出等の窓口（20ページ）を御覧ください。

(7) その他

法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地900㎡以上とそれ以外の土地と合わせて3,000㎡の土地の形質の変更を行う際には、法第3条第7項の届出と法第4条第1項の届出の両方が必要です。



*：特定有害物質及び指定基準は19ページ参考6を参照

別表 1 (法第 3 条第 7 項の届出に係る必要書類)

書類の種類	提出資料		備考
届出書	1	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 (様式第六)	記載例 1 の 1 参照
添付書類	2	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面 (次の(1)~(4)、 <u>いずれも形質変更範囲を明記する。</u>)	
		(1) 形質変更予定地及びその周辺図	記載例 2 参照
		(2) 公図の写し※ 〔地図証明書 (電子化された地図又は地図に準ずる) 図面 (公図) の内容を証明した書面) のことです。〕	法務局等で取得してください。 記載例 3 を参照
		(3) 現況図	記載例 4 参照
(4) 計画平面図、立面図及び断面図 〔形質変更に係る深さ及び掘削と盛土の区分が分かりそれぞれの面積の算定根拠が分かるもの (求積図、丈量図等。面積をソフトウェアで算出した場合は、面積記載部分に「○○ (ソフトウェア名) により算出」と追記する。〕	* 施工図面等 有害物質使用特定施設やその付帯設備との位置や深さを明記してください。 記載例 5 参照		
3	土地の登記事項証明書又は登記簿の謄本・抄本※	法務局等で取得してください。	

(注) ※証明書の取得から 3 か月以内かつ届出時点での登記内容が記載されていること。

参考 5 届出に係るよくある質問と回答 (法第 3 条第 7 項、法第 4 条第 1 項)

Q : 土地の形質の変更を行おうとする範囲が 2 以上の厚生環境事務所 (支所)、政令市が所管する土地にまたがる場合、届出はどのように行うべきか。

A : 土地の形質の変更を行おうとする範囲が 2 以上の厚生環境事務所 (支所)、政令市が所管する土地にまたがる場合には、同じ内容の届出書を当該 2 以上の厚生環境事務所 (支所)、政令市に対して提出してください。ただし、広島県以外の機関に提出する届出書については、この手引きの取扱いと異なる場合がありますので、提出機関にあらかじめ確認してください。

Q : 掘削土壌を敷地内に一時的に仮置きする場合、その場所も盛土する場所として届け出る必要があるか。また、シートや鉄板で養生し、地面と接触しないように仮置きを行う場合の届出についても届け出る必要があるか。

A : いずれの場合も盛土には該当するため土地の形質変更面積に含めてください。

Q : 再生砕石を砂利にして、地面に盛る行為は土地の形質の変更に該当するか。

A : 砂利を地面に盛ることにより、土地の形状が変更されることから、土地の形質の変更に該当します。

Q : 届出を行い、土地の形質の変更を予定通り着手した。その後、施工の都合により、土地の形質の変更の面積が一部増加 (届出規模要件未満) することが判明した場合、届出は必要か。

A : 既に届出済みの土地の形質の変更と同一の事業であることから、全体工事面積が届出規模要件以上である場合は届出対象となります。

Q : 太陽光発電施設建設に伴い、パネル基礎に深さ 2 m、直径約 40cm のねじ込み式杭を使用する。このとき、届出は必要か。ただし、杭設置に係る土地の形質の変更の部分の面積の合計は届出規模要件未満である。

A : 掘削及び盛土等を行わない部分は、土地の形質の変更の面積に計上する必要はありません。よって、杭設置に係る土地の形質の変更の部分の面積の合計が届出規模要件未満であれば、届出の必要はありません。

Q : 「土地の形質の変更に係る部分の深さが 50cm 以上」とは、アスファルト等の土地表面の構造物や地中の廃棄物の掘削は、土地の形質の変更に係る部分の深さに含まれるか。

A : 土地の形質の変更深さに含まれます。

2 一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出（法第4条第1項）

(1) 届出の対象

届出の対象となるのは、土地の形質の変更の合計面積が3,000㎡（現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地（法第3条第1項本文の報告が行われた土地又は法第3条第1項ただし書の規定に基づく知事の確認を受けた土地を除く。）にあっては、900㎡）以上となる行為です。

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、届出は不要です。（法施行規則第25条）

- ① 盛土しか行わない場合
(注) 一部でも掘削を伴う場合は、盛土範囲を含めて届出対象となります。
- ② 形質変更の深さが最大50cm未滿であって、当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為
- ③ 農業を営むために通常行われる行為であって、区域外への土壌の搬出を行わないもの
- ④ 林業の用に供する作業路網の整備であって、区域外への土壌の搬出を行わないもの
- ⑤ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑥ 県知事が指定した土地において行われる土地の形質の変更（令和5年9月現在、指定の予定なし）

(2) 届出義務者

届出者は、「土地の形質の変更をしようとする者」です。当該工事の施工に関する計画の内容を決定する者が該当します。土地を借りて開発を行う場合は開発事業者、請負工事の場合は発注者が届出者となります。

(3) 届出の期限

届出書の提出は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに行う必要があります。

ここにいう「着手する日」とは、土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含みません。

(4) 届出に必要となる書類

別表2（10ページ）のとおり。

(5) 提出部数

提出部数は1部です。

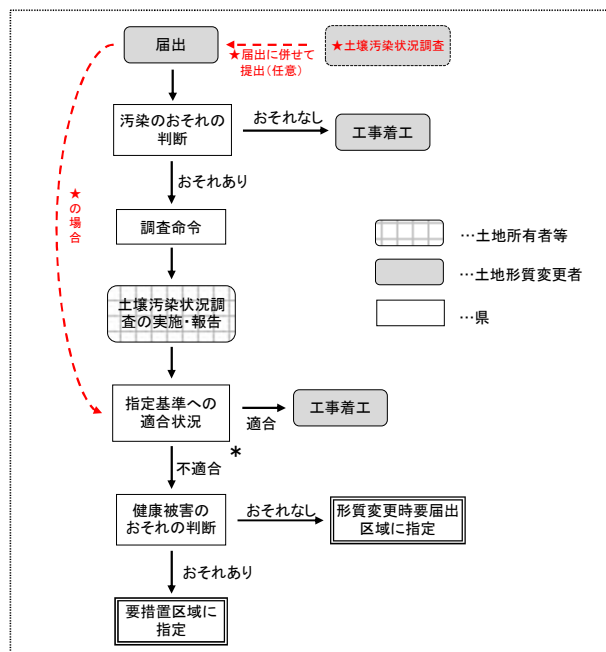
- ・ 副本の返却を希望する場合は、正副2部提出してください。
- ・ 副本は届出内容の審査後に、受理済印を押印して届出窓口にて届出者に返却します。
- ・ 副本の返却を郵送で希望する場合は、返信用封筒及び郵送料分の郵便切手を添付してください。なお、届出書の提出時は届出窓口にお越しください。

(6) 届出先

第4の届出等の窓口（20ページ）を御覧ください。

(7) その他

法第3条第1項ただし書の確認を受けている土地900㎡以上とそれ以外の土地と合わせて3,000㎡の土地の形質の変更を行う際には、法第3条第7項の届出と法第4条第1項の届出の両方が必要です。



*：特定有害物質及び指定基準は19ページ参考6を参照

別表2 (法第4条第1項の届出に係る必要書類)

書類の種類	提出資料		備考
届出書	1	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書(様式第六)	記載例1の2参照
添付書類	2	土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面(次の(1)~(4)、 <u>いずれも形質変更範囲を明記する。</u>)	
		(1) 形質変更予定地及びその周辺図	記載例2参照
		(2) 公図の写し(注) 地図証明書(電子化された地図又は地図に準ずる図面(公図)の内容を証明した書面)のことで	法務局等で取得してください。 記載例3を参照
		(3) 現況図	記載例4参照
	(4) 計画平面図、立面図及び断面図 (形質変更に係る深さ及び掘削と盛土の区分が分かりそれぞれの面積の算定根拠が分かるもの(求積図、丈量図等。面積をソフトウェアで算出した場合は、面積記載部分に「〇〇(ソフトウェア名)により算出」と追記する。)	*施工図面等 有害物質使用特定施設やその付帯設備との位置や深さを明記してください。 記載例5参照	
3	土地の登記事項証明書又は登記簿の謄本・抄本(注)	法務局等で取得してください。	
4	(任意) 土壤汚染状況調査結果報告書(様式第七)及び土壤汚染状況調査結果	指定調査機関が行った公正かつ法規定の方法による調査結果に限ります。	
5	4の報告書を提出する場合にあつては、届出に係る土地所有者等の全員が土壤汚染状況調査を行うことについて同意したことが分かる書面(届出に係る土地の形質の変更の場所が記載されていること。)	*土壤汚染状況調査に係る請負契約書の写しも可 記載例6参照	

(注) 証明書の取得から3か月以内かつ届出時点での登記内容が記載されていること。

※ 従来添付が必要とされていた同意書については、省令改正(令和4年7月1日~)により、登記事項証明書又は登記簿の謄本・抄本で土地の所有者等が確認できる場合は不要となりました。

参考5 届出に係るよくある質問と回答(法第3条第7項、法第4条第1項)

(8ページからのつづき)

Q: ほぼ整地の場合等、立面図や断面図を作成せず土地の形質の変更を行うことがある。このような場合においても、図面を作成する必要があるか。

A: 届出には土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図及び断面図の添付が必要です。

Q: 届出の対象となる有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場には、土壤汚染対策法の施行前に使用廃止された施設に係る工場若しくは事業場が含まれるか。

A: 法施行前に廃止された工場若しくは事業場については、ここでいう有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場に該当するものではありません。

Q: 届出に係る調査報告命令が発出された場合の土地の形質の変更は、調査報告の翌日から可能になると考えてよいか。

A: 土地の形質の変更の着手は、土壤汚染状況報告書の提出後、県による当該報告の内容を確認した後となります。また、当該調査の結果、区域指定される土地については、当該区域に係る規制を受けることとなります。

Q: 届出対象外の要件の1つである「土壤の飛散又は流出を伴わない行為」について、土壤粒子が全く飛散しない土地の形質の変更は通常考えられないが、具体的にどのような行為を指すのか。

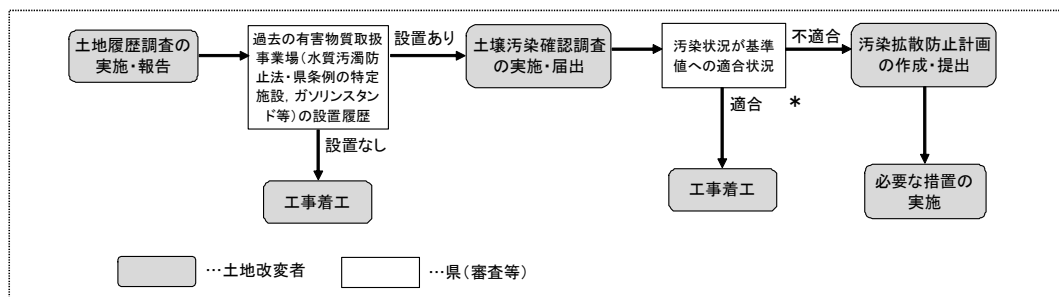
A: 土壤の飛散等が想定される場合には、テントの設置等により飛散等による汚染の拡散が生じないための措置を講じていただく必要があります。

3 土地改変時の報告（条例第40条）

(1) 報告の対象

報告の対象となるのは、土壤汚染対策法の手続きの対象とならない①都市計画法（昭和43年法律100号）第29条第1項又は第2項の規定により許可を受けなければならない行為（開発行為）又は②宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定により許可を受けなければならない行為（宅地造成又は特定盛土等に限る。）であって、いずれも行為に係る面積が1,000㎡以上のものです。

※条例では、盛土のみの場合であっても対象となります。



*：土壤関係特定有害物質及び汚染状況の基準は19ページ参考6を参照

(2) 報告義務者

報告者は、「土地の改変者」です。都市計画法第29条第1項及び第2項の規定により開発行為をしようとする者又は宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項の規定による工事主が該当します。

(3) 報告の期限

報告書の提出は、土地の改変を使用する際にあらかじめ行うことが必要です。

ただし、土地履歴調査の結果、過去に土壤関係特定事業場の設置されていた事実が判明したときは、土壤汚染確認調査の実施や汚染拡散防止計画書の作成、県知事等への提出（土地改変の14日前まで）が必要な場合がありますので、余裕を持って実施、提出してください。

(4) 報告に必要な書類

別表3（12ページ）のとおり。

(5) 提出部数

提出部数は1部です。

- ・ 副本の返却を希望する場合は、正副2部提出してください。
- ・ 副本は届出内容の審査後に、受理済印を押印して届出窓口にて届出者に返却します。
- ・ 副本の返却を郵送で希望する場合は、返信用封筒及び郵送料分の郵便切手を添付してください。なお、届出書の提出時は届出窓口にお越しください。

(6) 報告先

第4の届出等の窓口（20ページ）を御覧ください。

(7) 土壤汚染確認調査の実施等

土地履歴調査の結果、過去に土壤関係特定事業場（3ページ：参考2参照）が設置されていた事実が判明したときは、条例で定める土壤汚染確認調査を実施して、その結果を届け出る必要があります。

さらに、土壤汚染確認調査の結果、土壤の汚染状況が条例施行規則で定める基準に適合しないことが判明したときは、土地改変に着手する日の14日前までに、当該土地の汚染土壤の拡散を防止するための計画書（汚染拡散防止計画書）を作成して提出する必要があります。

別表3 (条例第40条の報告に係る必要書類)

書類の種類	提出資料		備考
報告書	1	土地履歴調査結果報告書(様式第9号) ※別紙も必要です。	記載例1の3参照 過去の土地履歴調査は、少なくとも昭和46年まで遡って調査してください。
添付書類	土地改変をしようとする場所を明らかにした図面 (次の(1)~(4)、いずれも土地改変範囲を明記する。)		
	(1)	改変予定地及びその周辺の地図	記載例2参照
	(2)	公図の写し※ 地図証明書(電子化された地図又は地図に準ずる 図面(公図)の内容を証明した書面)の事です。	法務局等で取得してください。 記載例3を参照
	(3)	現況図	記載例4参照
	(4)	計画平面図(面積の算定根拠が分かるもの 求積図、丈量図等。面積をソフトウェアで算出した場合は、 面積記載部分に「〇〇(ソフトウェア名)により算出」と 追記する。)	*施工図面等 記載例5参照
	3	土地の登記事項証明書又は登記簿の謄本・抄本※	法務局等で取得してください。
	4	過去の地図情報	可能な範囲
	5	土地所有者、近隣の住民等からの聞き取り結果	可能な範囲
6	行政機関が所有する情報	汚水等関係特定事業場があれば、その図面、事故の有無等	
7	自主的な土壌の汚染状況に係る調査の結果	過去に実施していた場合	

(注) ※証明書の取得から3か月以内かつ届出時点での登記内容が記載されていること。

報告書の詳細の記載要領、土壌汚染対策指針等の資料は、県のウェブサイトに掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojojourei-index.html>

【記載例 1 の 1】 「ただし書確認」を受けている土地の形質の変更に係る届出書（法第 3 条第 7 項）
様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

〇〇には、「西部」、「西部東」、「東部」又は「北部」が入ります。（提出先の機関名：20 ページ参照）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島県〇〇厚生環境事務所長 様

代理人による届出の場合、代表者と代理人を併記のうえ、代理人の印（委任状に代理人の印を押印している場合は、同一の印とすること）を押印する。

届出者 広島市中区基町10番52号
株式会社 ●●●●
代表取締役 ■■ ■■

第 3 条第 7 項
第 4 条第 1 項
土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

不要な文字に二重線を引いてください。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市〇〇一丁目1000番地1, 1000番地2の一部, 1000番地3の一部	
土地の形質の変更の場所	別紙図面①のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	5,000㎡（うち盛土 2,000㎡, 掘削 3,000㎡） 深さ 最大3.0m（別紙図面②のとおり）	
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
法第 3 条第 1 項のただし書の確認を受けた土地において法第 3 条第 7 項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	■■■■株式会社〇〇工場
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	〇〇市〇〇一丁目1000番地1, 1000番地2, 1000番地3, 1000番4, 1000番5
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第 4 条第 1 項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	} 法第 3 条第 7 項の届出では記載する必要はありません。
	有害物質使用特定施設の種類の種類	
	有害物質使用特定施設の設置場所	
	特定有害物質の種類	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【記載例 1 の 2】一定規模以上の土地の形質の変更に係る届出書（法第 4 条第 1 項）

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

〇〇には、「西部」、「西部東」、「東部」又は「北部」が入ります。（提出先の機関名：20 ページ参照）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

広島県〇〇厚生環境事務所長 様

代理人による届出の場合、代表者と代理人を併記のうえ、代理人の印（委任状に代理人の印を押印している場合は、同一の印とすること）を押印する。

届出者 広島市中区基町10番52号
株式会社 ●●●●
代表取締役 ■■ ■■

第3条第7項
第4条第1項
土壤汚染対策法の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。
不要な文字に二重線を引いてください。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市◎◎一丁目1000番地1, 1000番地2の一部, 1000番地3の一部	
土地の形質の変更の場所	別紙図面①のとおり	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	5,000㎡（うち盛土 2,000㎡, 掘削 3,000㎡） 深さ 最大3.0m（別紙図面②のとおり）	
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	法第4条第1項の届出では記載する必要はありません。
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	■■■■株式会社〇〇工場
	有害物質使用特定施設の種類	65 酸又はアルカリによる表面処理施設
	有害物質使用特定施設の設置場所	別紙図面①のとおり
	特定有害物質の種類	六価クロム化合物, シアン化合物, ふっ素及びその化合物

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

【記載例 1 の 3】土地改変時の報告（条例第 40 条）

様式第 9 号(第28条関係)

<記載例>

土地履歴調査結果報告書

年 月 日

広島県 ○ ○ 厚生環境事務所長 様

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

広島市中区基町10-52

届出者

広島〇〇株式会社

㊞

代表取締役 広島 太郎

広島県生活環境の保全等に関する条例第40条第1項の規定により、土地履歴調査の結果について、次のとおり報告します。

詳細の記載要領は、県のウェブサイトに掲載しています。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojojourei-index.html>

土地の改変に係る事業の名称	A マンション建設工事, B 社工場土地造成事業等		
土地の改変をしようとする土地の所在地	〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 <small>開発行為の場合は「開発区域の面積」、宅地造成の場合は「切土又は盛土をする面積」となります。</small>		
土地の改変をしようとする土地の面積	1,500㎡	用途地域	準工業地域, 商業地域, 農地等
土地の改変をしようとする土地及びその周辺の現在の利用状況	ガソリンスタンドの跡地を利用するものであり、周辺は民家、商店がある。 (土地の改変をしようとする土地及びその周辺の地図を添付)		
土地の改変をしようとする土地の所有者	△△工事株式会社 (土地の所有者が届出者と異なる場合に記載)		
土地の改変の実施後の土地利用の計画	<ul style="list-style-type: none"> 〇階建て、延べ面積〇〇㎡のマンションを建設する。 〇〇製造工場(具体的な建物名)を建設する。 		
土地履歴調査の実施結果	別紙のとおり		
※整理番号		※受理年月日	
※審査結果			
※備考			

注 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむ産業規格A列4とすること。

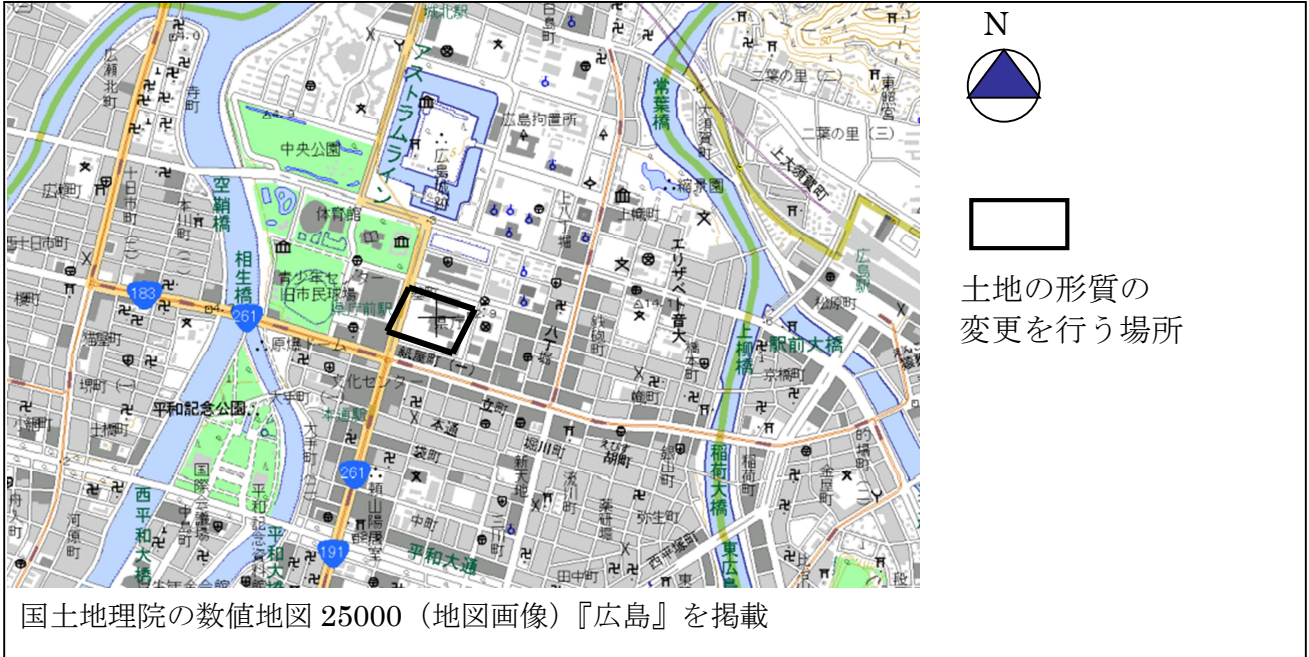
別紙

土地履歴調査の実施結果

土地の利用の履歴	<ul style="list-style-type: none"> 昭和46年～昭和53年 農地 昭和53年～現在(令和〇〇年〇〇月)まで ガソリンスタンド 	
過去に設置されていた土壤関係特定事業場の名称	〇〇△△給油所 (業種: ガソリンスタンド)	
製造され、使用され又は処理されていた土壤関係特定有害物質の種類	ベンゼン	
土壤関係特定有害物質の取扱状況	地下タンクにガソリン、灯油、軽油を貯蔵。自動車等に給油する。取扱量〇〇kL/月	
土壤関係特定有害物質の排出状況	給油時に蒸発する程度。漏洩した油は、油水分離槽で回収する。廃油は、業者処理委託する。	
土壤関係特定有害物質の保管状況	地下タンクにガソリン、灯油、軽油を貯蔵。 タンク容量〇〇kL×〇基	
その他特記事項	土壤の自主測定を実施済み。	

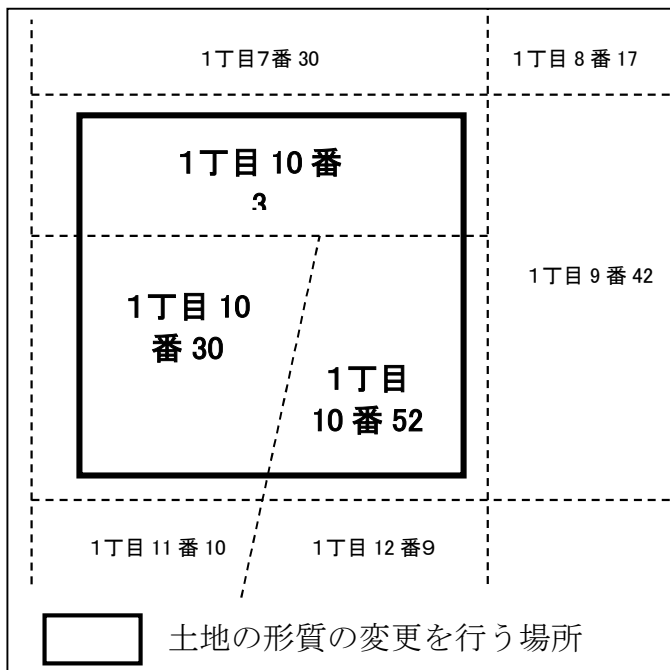
注 複数の土壤関係特定事業場が存在した場合は、事業場ごとに調査の実施結果を作成すること。

【記載例2】周辺図の例（形質変更範囲を明記）



【記載例3】

公図の写しに形質変更範囲を明記する例

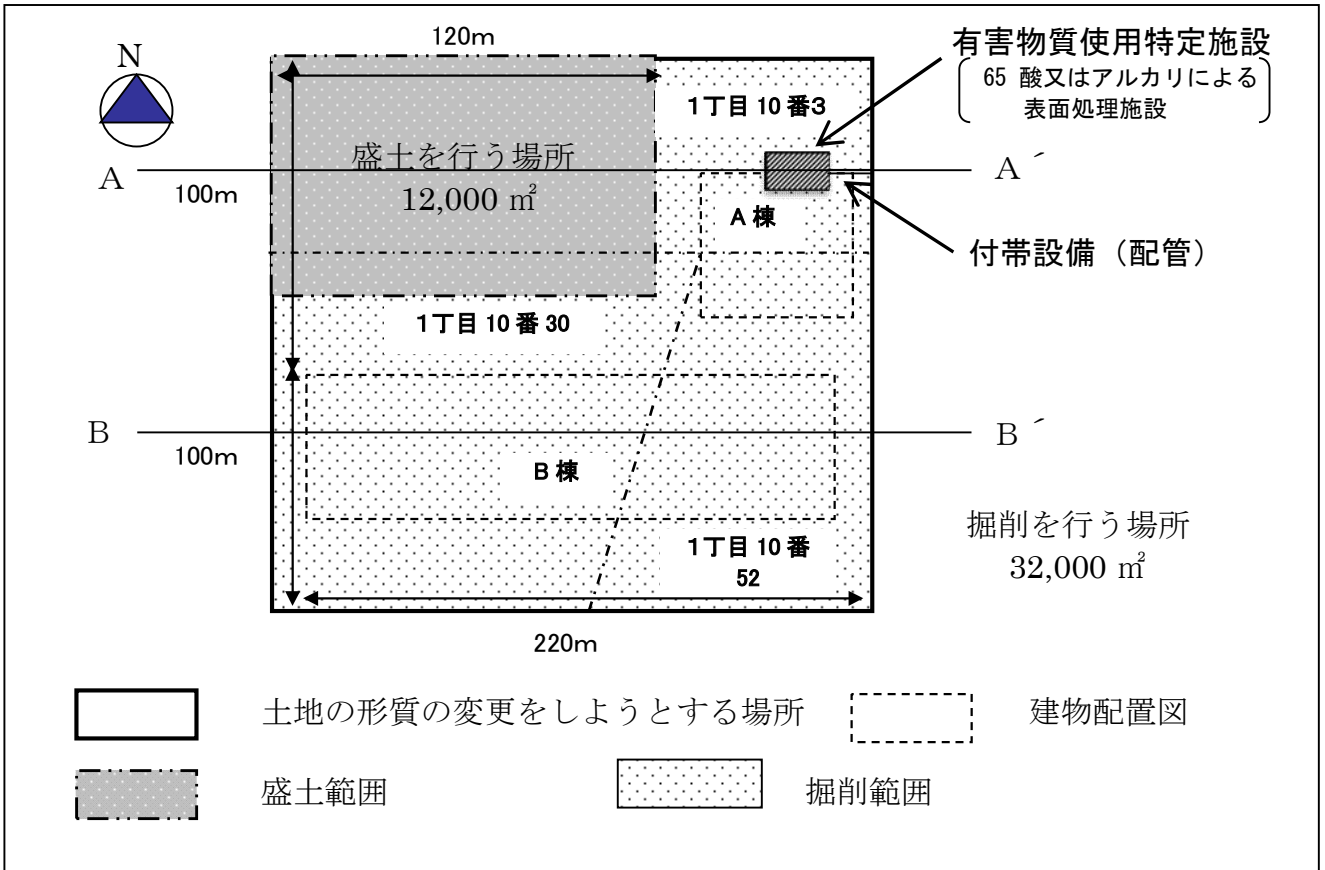


【記載例4】

現況図の例（形質変更範囲を明記）



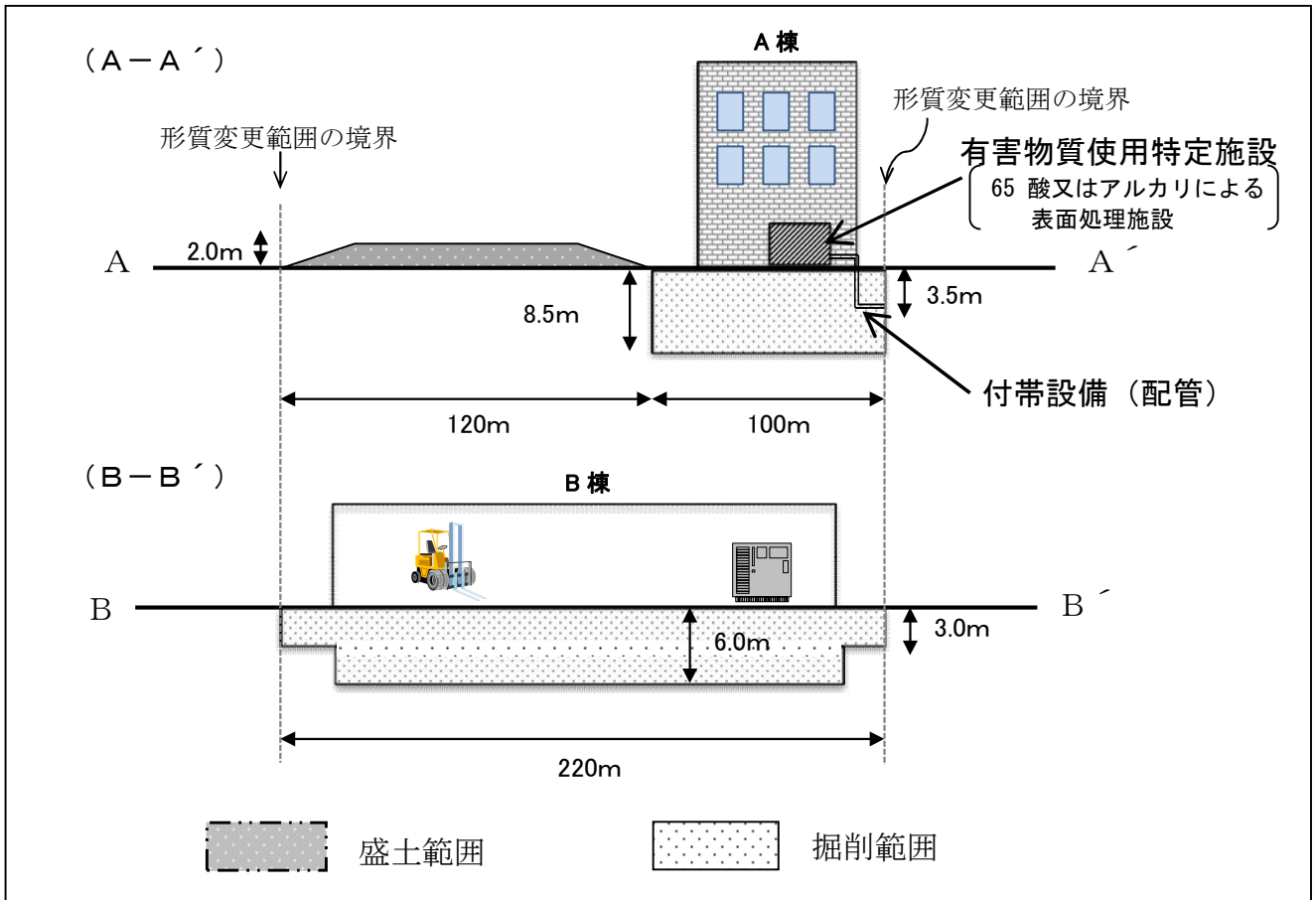
【記載例5】 計画平面図の例（形質変更範囲について盛土及び掘削の範囲の区分を明記）



【記載例5】 立面図及び断面図の例

（形質変更範囲について盛土及び掘削の範囲の区分並びに形質変更に係る深さを明記）

記）



※ これらの記載例は参考例です。全てが分かるように表示できれば、一枚でも構いません。

同 意 書

私は、私が所有する次の土地について、次の者が土壤汚染状況調査を行うことについて、同意します。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地（地番）	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
土壤汚染状況調査を行う者	〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 △△ △△

押印の可否は当事者間の取り決めに依ります。
自署である場合には「(自署)」と追記してください。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

土地所有者 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇 印
電話番号 ●●●●-●●●●-●●●●

押印がない場合などには、届出先の厚生環境事務所（支所）から土地所有者へ内容を確認することがあるため、平日（月～金）の日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。

参考6 特定有害物質及び指定基準（条例では土壌関係特定有害物質及び汚染状況の基準）

特定有害物質の種類		指定基準		備考
		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/kg)	
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)	クロロエチレン	0.002 以下	—	平成 29 年 4 月 1 日追加
	四塩化炭素	0.002 以下	—	
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	平成 26 年 8 月 1 日改正 (旧溶出量基準 0.002mg/L)
	1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	平成 31 年 4 月 1 日改正 (旧基準はシス体のみ)
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	—	
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	—	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	
	トリクロロエチレン	0.03 以下⇒0.01 以下	—	下線：R3.4.1 改正
	ベンゼン	0.01 以下	—	
第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下⇒0.003 以下	150 以下⇒45 以下	下線：R3.4.1 改正
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	
	シアン化合物	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	
	水銀及びその化合物	0.0005 以下 (うち7種類水銀は検出されないこと)	15 以下	
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	
第三種特定有害物質 (農薬等)	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	
	シマジン	0.003 以下	—	
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	
	チウラム	0.006 以下	—	
	ポリ塩化ビフェニル (PCB)	検出されないこと	—	
有機りん化合物	検出されないこと	—		

第4 提出等の窓口

届出書の提出先は、届出の土地の所在地を所管する厚生環境事務所（支所）です。

※広島市域、呉市域及び福山市域における届出は、各市担当課にお問い合わせください。

(1) 提出先（届出窓口）一覧

所管区域	機関名	住所	電話番号
大竹市、廿日市市	広島県西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目 2-68	0829-32- 1181
安芸高田市、府中 町、海田町、熊野 町、坂町、安芸太田 町、北広島町	広島県西部厚生環境事務所 広島支所 環境管理課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 農林庁舎	082-513- 5537
江田島市	広島県西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	0823-22- 5400
竹原市、東広島市、 大崎上島町	広島県西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422- 6911
三原市、尾道市、 世羅町	広島県東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町 26-12	0848-25- 2011
府中市、神石高原町	広島県東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町 1-1-1	084-921- 1311
三次市、庄原市	広島県北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東 4-6-1	0824-63- 5181

※県機関への届出等の宛名は「広島県〇〇厚生環境事務所長」となります。

↳ (西部、西部東、東部、北部)

(2) 土壤汚染対策法の政令市、県条例の権限移譲市のお問い合わせ先

所管区域	機関名	住所	電話番号
広島市	広島市環境局環境保全課	〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-6- 34	082-504- 2188
呉市	呉市環境部環境試験センター	〒737-0023 呉市青山町 5-3	0823-25- 3551
福山市	福山市経済環境局環境保全課	〒720-8501 福山市東桜町 3-5	084-928- 1072

広島県環境情報サイト～ecoひろしま～を開設しています。

届出書等様式のダウンロードもできます。

◆土地の形質の変更（改変）時の手続きについて（土壤環境法令の適用関係）

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojo-index-4jo40jo.html>

◆法の概要

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojo-index-kaisei.html>

◆条例の概要

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojojourei-index.html>

《この資料のお問い合わせ先》

広島県環境県民局環境保全課

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

T E L 082-513-2920（ダイヤルイン）

F A X 082-227-4815

E-mail kanhozen@pref.hiroshima.lg.jp